

## 登録自動車の場合

### ○道路運送車両法(昭和26年法律第185号) (抄)

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、**国土交通省令で定めるところにより**、第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を**見やすいように表示しなければ**、運行の用に供してはならない。(対象:登録自動車)

### ○道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号) (抄)

(自動車登録番号標等の表示)

第八条の二 **法第十九条の規定による**自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、**自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付ける**ことによつて行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

## 軽自動車・2輪自動車等の場合

### ○道路運送車両法(昭和26年法律第185号) (抄)

(車両番号標の表示の義務等)

第七十三条 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、**国土交通省令で定める位置**に第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を**見やすいように表示しなければ**、これを運行の用に供してはならない。(対象:4輪・3輪の軽自動車及び排気量251cc以上の2輪車)

2 (略)

(検査対象外軽自動車の使用の届出等)

第九十七条の三 (略)

2 **第七十三条第一項の規定は、検査対象外軽自動車について準用**する。(対象:排気量126cc以上250cc以下の二輪車及び被牽引軽自動車等)

### ○道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号) (抄)

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)

第四十三条の七 **法第七十三条第一項**の国土交通省令で定める位置は、次のとおりとする。

- 一 三輪の検査対象軽自動車若しくは被けん引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては、その**後面の見やすい位置**
- 二 前号に掲げる検査対象軽自動車以外の検査対象軽自動車にあつては、その**前面及び後面の見やすい位置**

これらの表示義務違反に対しては、罰則(罰金)が適用される。

## ○道路運送車両法(昭和26年法律第185号) (抄)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五十万円以下の罰金**に処する。

- 一 第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条第三項若しくは第五項、**第十九条**、第二十条第四項、第五十四条の二第四項、第六十三条第六項、**第七十三条第一項(第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)**又は第九十八条第三項の規定に違反した者

二～十一 (略)